

小金井市国民保護計画【概要版】

小金井市国民保護計画とは

小金井市国民保護計画は、市域において、武力攻撃を受ける事態や大規模テロなどの緊急に対処すべき事態が発生した場合に備えるため、政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、本市が作成する計画です。国民の保護のための措置を行う（住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃、災害への対処などの）実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めます。小金井市では、平成 19 年 3 月に策定しました。

この間、東京都が国民保護計画を平成 27 年 3 月と令和元年 7 月に改訂しており、また、政府が平成 29 年 12 月に「国民の保護に関する基本指針」を変更していることなどに伴い、それらと整合を取り、最新の情報を反映するために、この度、小金井市国民保護計画を変更します。

小金井市の責務及び小金井市国民保護計画の位置づけ

（1）小金井市の責務

市（市長及びその他の執行機関）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。）及び東京都の国民の保護に関する計画を踏まえ、小金井市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

（2）小金井市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、小金井市国民保護計画を作成します。

小金井市国民保護計画の構成

小金井市国民保護計画は、以下の各編により構成します。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

資料編

小金井市国民保護計画の各章の概要

第1編 総論

この編では、基本方針及び小金井市国民保護計画が対象とする事態について記載しています。また、本市、東京都及び関係機関の事務又は業務の大綱、計画の位置付け、見直しなどについても示しています。

基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、掲げています。

- (1) 基本的人権の尊重
- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
- (3) 国民に対する情報提供
- (4) 関係機関相互の連携協力の確保
- (5) 国民の協力
- (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法的确かな実施
- (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

小金井市国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

- 1 危険物質を有する施設への攻撃
- 2 大規模集客施設等への攻撃
- 3 大量殺傷物質による攻撃
- 4 交通機関を破壊手段としたテロ

第2編 平素からの備え

この編では、武力攻撃事態などが発生した場合に、国民保護措置などを的確かつ迅速に実施するために、平素からの準備や職員の参集体制などについて記載しています。

組織・体制の整備

職員の迅速な参集体制、24時間即応体制の確保そして市の体制及び職員の参集基準等を備えます。あわせて、幹部職員の代替職員や交代要員の確保など想定外の事態への対応も検討します。

関係機関との連携体制

市は、国民保護措置を実施するに当たり、以下のとおり、関係機関等との連携体制整備の在り方について定めています。

- (1) 国・都等との連携
- (2) 指定公共機関との連携
- (3) 事業所に対する支援
- (4) 自主防災組織等に対する支援

情報提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

- (1) 警報の伝達体制の整備
- (2) 東京都及び近接市との連携
- (3) 指定公共機関との連携
- (4) 事業所に対する支援
- (5) 自主防災組織等に対する支援

第3編 武力攻撃事態等への対処

この編では、武力攻撃事態などが発生した場合の、初動体制や市対策本部、避難等の指示、救援の方法そして攻撃への対処などについて記載しています。

武力攻撃への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定めます。

● 応急措置	・ 退避の指示（屋内退避・屋外退避） ・ 警戒区域の設定
● 生活関連等施設における災害への対処等	
● N B C 攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃）による災害への対処等	
● 応急措置の実施	
● 汚染原因に応じた対応	等

避難実施要領の策定

市長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁、東京消防庁、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意します。

避難住民の誘導

- (1) 市長による避難住民の誘導
- (2) 東京消防庁との連携
- (3) 避難誘導を行う関係機関との連携
- (4) 自主防災組織等に対する協力の要請
- (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供
- (6) 大規模集客施設等における避難
- (7) 避難行動要支援者への配慮
- (8) 残留者等への対応
- (9) 避難場所の運営
- (10) 避難所等における安全確保等
- (11) 動物の保護等に関する配慮
- (12) 通行禁止措置の周知
- (13) 都に対する要請等
- (14) 避難住民の運送の求め等
- (15) 避難住民の復帰のための措置

第4編 復旧等

この編では、武力攻撃事態などによる被害が発生した場合の、応急の復旧や施設の緊急点検、国民保護措置に要した費用の支弁などについて、記載しています。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

この編では、大規模テロなどが発生した場合に対応するため、初動対応力の強化、平時における警戒、大規模テロ等の発生時の対処などについて、記載しています。

武力攻撃への市災害対策本部等による対応

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市対策本部の設置指定の有無にかかわらず、関係機関と緊密に連携協力し、以下のように、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組みます。

(1) 危機情報の収集	
(2) 現地連絡調整所の設置等	
(3) 応急措置	① 被災者の救援
	② 被災者等の搬送
	③ 避難の指示・誘導
	④ 警戒区域の設定・周知
	⑤ 警戒対応の継続・強化

初動対応力の強化

- 危機管理体制の強化
 - ⇒ 大規模集客施設等との連携
 - ⇒ 医療機関、大学及び研究機関等との連携
 - ⇒ 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化
- 対処マニュアルの整備
 - 市は、都が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、テロ等の類型に応じた市職員の対処マニュアルを整備します
 - ⇒ 本計画の策定と合わせ、市職員向けの避難誘導マニュアルの変更・改訂を行います。